

第 1 章 計画策定の趣旨

1. 趣旨

自殺は、「自ら自分の命を絶つこと」ですが、**決して自分で望み、選択したものではありません。**背景には様々な問題が隠されており、**心理的に追い込まれた末の結果と言えます。**一般的に個人的な問題として考えられることが多い自殺ですが、**社会的問題として、その要因を踏まえた総合的な取り組みが求められています。**

本市の自殺者数は、平成24年から28年までの5年間で、男性62人、女性23人、合計85人を数え、「60歳以上の無職男性」の割合が17.6%と最も高くなっています。自殺実態白書2013（※ライフリンク）によれば、「60歳以上の無職男性」の場合、背景にある主な※自殺の危機経路として、一番目に「失業、退職」、二番目に「生活苦、介護の悩み（疲れ）、身体疾患」が挙げられており、**本市においては、社会全体が相互に支え合い、人と人のつながりを深める取り組みが求められています。**

今般、平成28年の自殺対策基本法の改正（平成28年4月施行）により、全ての市町村において平成30年度までの地域自殺対策計画の策定が義務付けられました。

市では、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策の有機的な連携により、生きることの包括的な支援を展開し、**誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現のため、本市の自殺実態に合わせた「白山市自殺対策行動計画」を策定します。**

※「ライフリンク」とは、自殺対策に取り組むNPO法人です。

※「自殺の危機経路」とは、性別、年齢ごとに規則性のある自殺に至る経路（プロセス）です。

※本文中の元号・西暦の表記について

元号が平成31年（2019年）に変わるため、以下のとおり表記します。

		表記方法	例
本文	2018年まで	・元号 ・グラフ説明文は、西暦を併記	・平成30年 ・平成30年（2018年）
	2019年	・元号と西暦の併記	・平成31年（2019年）
	2020年以降	・西暦	・2020年
	2018年以前と 2020年以降を 対比等する場合	・西暦	・2018年から2020年 まで
グラフ、図		・西暦	・2018

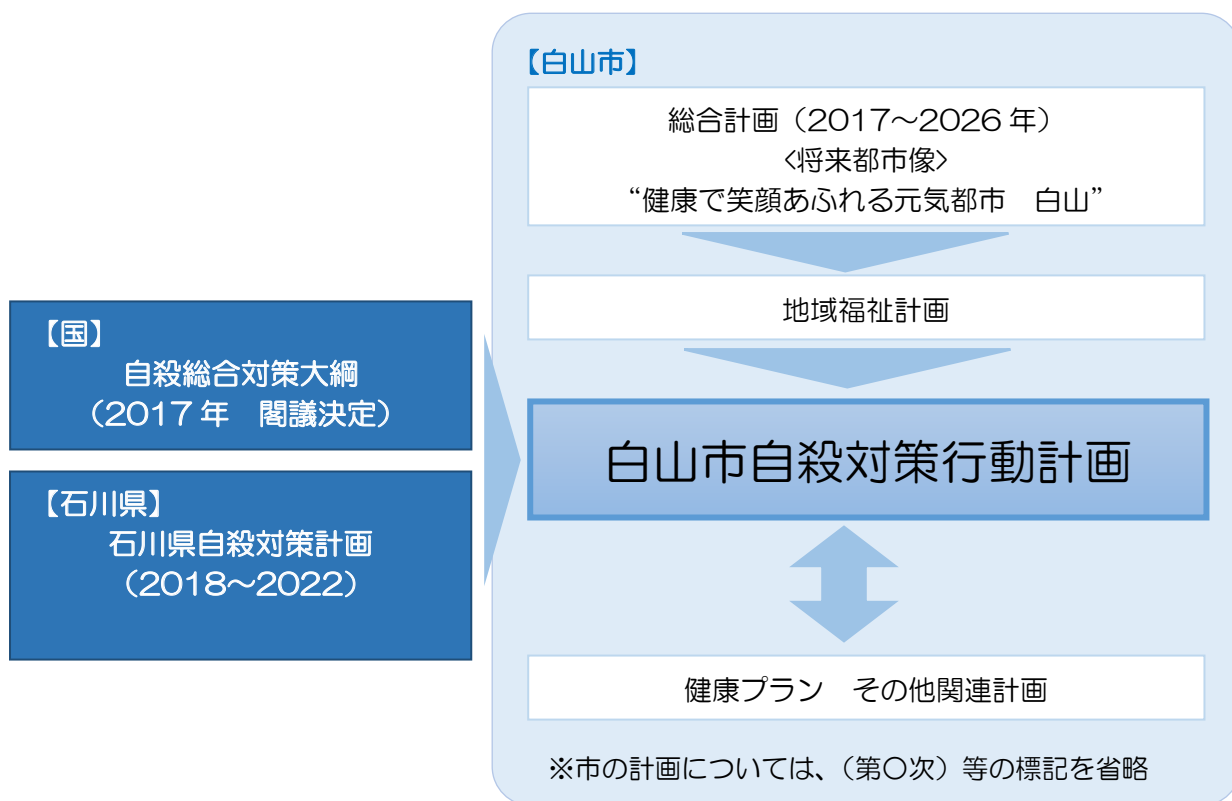
2. 位置付け

白山市自殺対策行動計画は、自殺対策基本法第13条の規定に基づく「市町村自殺対策計画」として策定します。

策定にあたっては、国の「自殺総合対策大綱 ～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」の理念を踏まえた計画として、石川県自殺対策計画及び市の各種計画との整合性を図りながら、※地域自殺実態プロフィール等で示された本市の自殺実態を反映します。

※「地域自殺実態プロフィール」とは、国の自殺総合対策推進センターが市町村ごとの自殺実態を分析した資料です。

図. 各種計画との関連



3. 計画の期間

本計画の期間は、2019年度を初年度とし、2023年度を目標年度とする5カ年とします。

なお、社会、経済情勢や健康づくりを取り巻く環境の変化により、新たな施策の展開、計画の見直しが必要になった場合には、あわせて計画期間も見直します。

4. 数値目標

数値目標は、国の自殺総合対策大綱「2026年までに、自殺死亡率（人口10万人あたりの自殺者数）を2015年と比べて30%以上減少させることとする」を踏まえ、2026年までに自殺死亡率を11.2人以下に減少させることとし、本計画の目標年度である2023年には、自殺死亡率を13.0人以下まで減少させます。

【数値目標】

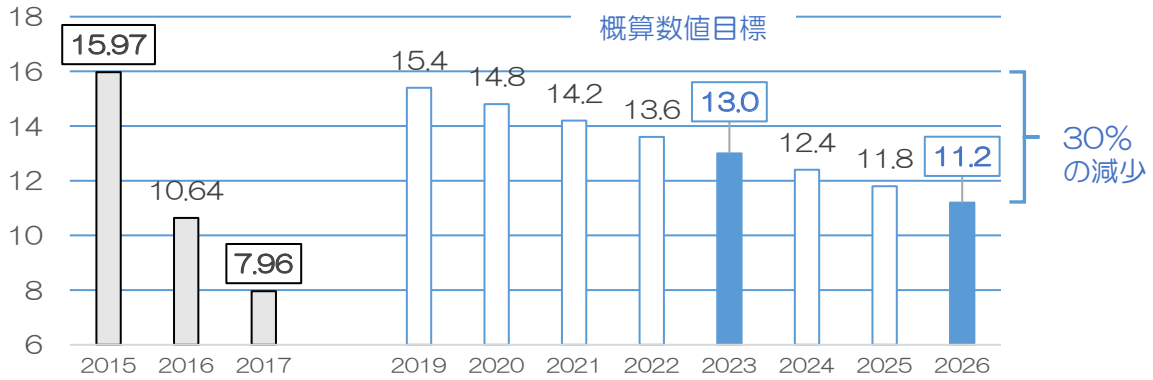
	2015年	2023年
自殺死亡率 (人口10万対)	15.97人	13.0人以下

《参考》国、県、白山市の自殺死亡率の数値目標

	2015年	2023年	2026年
国	18.5人	—	13.0人以下
石川県	18.3人	—	12.8人以下
白山市	15.97人	13.0人以下	11.2人以下

○数値目標の考え方

【自殺死亡率の実績（2015～2017年）と概算数値目標（2019～2026年）】



白山市の自殺死亡率は、2016年から急激に減少し、2017年で7.96人となっています。すでに2023年の目標値（13.0人）を下回っていますが、2009年から2015年の自殺死亡率の推移を勘案し、数値目標は13.0人に据え置きます。

【2009～2015年の自殺死亡率】

